

副 本

平成23年(ワ)第35号 相続権確認他請求事件

直送済

原告 石川 博

被告 株式会社ゆうちょ銀行 外5名

答 弁 書

平成23年9月6日

宇都宮地方裁判所大田原支部民事1係 御中

(送達場所)

〒107-0052 東京都港区赤坂4丁目7番15号 陽栄光和ビル5階

光和総合法律事務所

電 話 03 (5562) 2523

FAX 03 (5562) 2522

被告株式会社ゆうちょ銀行訴訟代理人

(主担当) 弁護士 篠 連

弁護士 渡 邊 洋 一 郎

弁護士 古 川 晴 雄

弁護士 石 川 哲 夫

弁護士 鈴 木 み き

弁護士 奥 原 玲 子

弁護士 木 谷 太 郎

弁護士 各 務 武 希



第1 請求の趣旨（平成23年3月9日付請求の趣旨の特定によるもの）に対する答弁

- 1 原告の被告株式会社ゆうちょ銀行に対する請求を棄却する。
 - 2 訴訟費用は原告の負担とする。
- との判決を求める。

なお、仮執行の宣言は相当でないが、仮に仮執行宣言を付する場合には、担保を条件とする仮執行免脱宣言を求める。

第2 訴状請求の原因に対する認否

- 1 訴状請求の原因1記載の事実のうち、訴外石川絹枝が平成22年4月15日死亡したことは認め、その余の事実は不知。
- 2 訴状請求の原因2記載の事実は認める。
- 3 訴状請求の原因3記載の事実は不知。
- 4 訴状請求の原因3（4の誤記と思われる。）冒頭部分記載の事実のうち、被告株式会社ゆうちょ銀行（以下、「被告ゆうちょ銀行」という。）が、原告に対して平成22年6月3日付にて、甲第4号証の1記載のとおり、訴外石川絹枝名義の通常貯金（記号番号10770-2-3582061）につき、「貯金調査結果のお知らせ」を行ったことは認める。
- 5 訴状請求の原因3（4の誤記と思われる。）（1）記載の事実については、甲第4号証の3（通常貯金預払状況調書）記載のとおり、①平成22年4月15日に49万円、②平成22年4月16日に11万円、③平成22年4月26日に236円の払戻しがなされていることは認める。
但し、①及び②の払戻し手続がどのようになされたかについては、現在調査中である。
- 6 訴状請求の原因4（5の誤記と思われる。）記載の事実は不知。

- 7 訴状請求の原因5（6の誤記と思われる。）記載の事実は不知。
- 8 訴状請求の原因6（7の誤記と思われる。）記載の事実のうち、訴外市村つま名義の定額郵便貯金について、「貯金調査結果のお知らせ」及び「貯金残高証明書」（甲第6号証の1及び甲第6号証の2）がなされたことは認める。その余の事実は不知。
なお、定額郵便貯金については、郵政民営化により、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構がその権利義務を承継している。したがって、被告ゆうちょ銀行は、当事者ではない。
- 9 訴状請求の原因8記載の事実は不知。
- 10 訴状請求の原因7（9の誤記と思われる。）記載の主張は争う。

第3 平成23年3月9日付請求の原因（追加）に対する認否

- 1 請求の原因（追加）1記載の事実は否認し、主張は争う。
- 2 請求の原因（追加）2記載の事実は不知。
- 3 請求の原因（追加）3記載の主張は争う。
- 4 請求の原因（追加）4記載の主張は争う。
- 5 請求の原因（追加）5記載の主張は争う。

第4 被告株式会社ゆうちょ銀行の主張

- 1 訴外石川絹枝名義の通常貯金（記号番号10770-2-3582061）につき、甲第4号証の3（通常貯金預払状況調書）記載のとおり、①平成22年4月15日に49万円、②平成22年4月16日に11万円、③平成22年4月26日に236円の払戻しがなされているが、①及び②の払戻し手がどのようになされたかについては、現在調査中であるので、調査結果を待って追って主張する。

③平成22年4月26日の236円の払戻しは、被告石川皖一が、訴外石

川絹枝代表相続人として、黒磯郵便局において、払戻手続を行っている。

- 2 次に、訴外市村つま名義の定額郵便貯金（記号番号40760-6180377）については、郵政民営化により、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構がその権利義務を承継している。

したがって、当該定額郵便貯金については、被告ゆうちょ銀行は当事者ではない。

以上

添付書類

訴訟委任状 1通

副

陳 述 書

平成23年9月20日
栃木県宇都宮市松が峰1丁目3番20号
株式会社とちぎんリーシング
営業部課長 築 孝 子

私は、現在は栃木県宇都宮市松が峰1-3-20の株式会社とちぎんリーシングに勤務しておりますが、平成19年10月から平成23年3月までは栃木銀行大田原支店野崎出張所でその所長として働いていました。

乙第

号証

- 1 さて、この裁判に出てくる石川絹枝さんは、昭和52年8月18日に今回問題となっている本件普通預金(口座番号1926031)を栃木銀行大田原支店に開設しました。その後、平成21年12月22日、石川絹枝名義の本件定期積金(口座番号1926032)が栃木銀行大田原支店野崎出張所に開設されました。ただし、本件定期積金開設の手続は、石川絹枝さんの長男である石川皖一さんの妻石川孝子さんが大田原支店野崎出張所に来店して行いました。
- 2 平成22年4月15日、その石川孝子さんが栃木銀行大田原支店野崎出張所を訪れ、ATMを利用して本件普通預金から223,424円の払戻を行い、さらに同じく野崎出張所の窓口で本件定期積金を解約して250,000円の払戻をしました。また、平成22年4月30日、石川孝子さんが野崎出張所を訪れて、ATMを利用して本件普通預金から34,485円の払戻をしました。
- 3 なお、石川孝子さんはご自身が栃木銀行大田原支店野崎出張所の顧客でしばしば同支店を訪れて利用しています。そんなわけで大田原支店野崎出張所では石川孝子さんが石川絹枝さんの長男の妻であることもわかっていました。
- 4 平成22年6月8日、原告が栃木銀行黒磯支店を訪れ、石川絹枝さんの取引履歴の開示を求めました。その際、栃木銀行は原告から石川絹枝さんが平成22年4月15日に死亡した事実を告げられました。ここにおいて栃木銀行は石川絹枝さんの死亡を初めて知るにいたり、その日の午前11時7分、石川絹枝さんについて死亡した旨の登録を行いました(乙第3号証)。

- 5 ところで、本件定期積金解約に際しては、石川孝子さんが栃木銀行所定の払戻請求書に必要事項を記載し、予め栃木銀行に届け出ていた石川絹枝さんの印を押印して、石川絹枝名義の本件定期積金通帳とともに栃木銀行に提出して行われました。そして、栃木銀行大田原支店野崎出張所では、払戻請求書に押捺されていた印影と届け出られていた印鑑について相当の注意をもって照合し、両者に相違がないことを確認して払い戻しに応じました(乙第1号証、第9項)。ちなみに、栃木銀行の内部の事務取扱規程では取引先の家族等に対する払戻しについては預金通帳、証書と届出印章を持参した者は、本人とみなして取扱い、使いの者に面識がなくかつ応対に不審の点がある場合は、取引先本人に電話等で確認のうえ取扱うことになっています。そして、本件では、前に申し上げましたとおり、預金通帳その他届出印章を持参して払戻を受けた者は石川孝子さんで、石川孝子さんは石川絹枝の長男の妻というように石川絹枝さんの家族でした。そこで栃木銀行は石川孝子さんを本人、つまり石川絹枝さんとみなして取り扱いました。なお、栃木銀行大田原支店野崎出張所は前述したように石川孝子さんとは面識がありました。
- 6 また、ATMによる本件普通預金からの223,424円の払い戻しは、石川孝子さんによって、石川絹枝さんに対して交付したカードと暗証番号の入力により行われました、つまり、入力された暗証と届出の暗証とが一致することが確認されたうえで行われたもので、またATMそれ自体も当時正常に作動していました(乙第2号証、第10項)。
- 7 以上のとおり、本件定期積金及び本件普通預金からの払戻手続きは適切に行われていました。また、本件払戻が行われた平成22年4月15日の時点で、既に石川絹枝さんが死亡していたかどうか、当然のことながら栃木銀行としては知る由もありませんでした。
- 8 このように、栃木銀行には本件払戻に関しては落ち度らしい落ち度はないと考えています。

払戻請求書(通常貯金用)

※ 太枠内にボールペンではっきりとご記入ください。
 ※ 金額の頭部に「¥」をご記入ください。

■ 金額

千	百	十	万	千	百	十	円
			1	0	0	0	0

▶ 04 09:43
 22-04-16 (記) 10770-2
 07051 (番) 3582061 (前) 110,228
 10 01 110,000
 N011 (金) *110,000-

特記事項

※ ご本人であることの確認のため、確認資料の提示をお願いすることがありますのでご了承ください。
 ※ 全部払戻し(解約)のご請求の場合には、特記事項欄に「解約」の二文字をご記入ください。
 なお、この場合は、金額欄には何も書かずにご提出ください。



■ おところ (〒) 須原市 (電話番号) - 63 - 8006

■ お届け印

東栄 2-6-26

■ おなまえ

石川 絹枝 様



取扱店使用欄

確認状況	本・代・使 () 確認 ()
確認区分	本・代・法 人・貯・顧 確認者印 (小島)

検査者印

ゆうちょ銀行

(取扱店→受持貯金事務センター)

チ30045(21.SYE)

4/16

研腕一が母研絹枝の便者として、...

払戻請求書(通常貯金用)

※ 太枠内にボールペンではっきりとご記入ください。
 ※ 金額の頭部に「¥」をご記入ください。

千	百	十	万	千	百	十	円
	4	9	0	0	0	0	0

04 09:30
 22-04-15 10770-2
 07110 記 3582061 前 600,228
 10 01 番 490,000

N008 金 *490,000-

おとところ (〒25-0016) (電話番号 0287-63-8006) お届け印

那須塩原市東栄 2-6-26

おなまえ 石川 絹枝 様

特記事項

※ ご本人であることの確認のため、確認資料の提示をお願いすることがありますのでご了承ください。
 ※ 全部払戻し(解約)のご請求の場合には、特記事項欄に「解約」の二文字をご記入ください。
 なお、この場合は、金額欄には何も書かずに提出してください。

取扱店使用欄

確認状況	本・代・法 確認	石川 絹子 (印) 41720287821
確認区分	本・代・法 人・貯・顧 確認者印	栃木県公安委員会 (印)

〒1796-40

検査者印

ゆうちょ銀行

(取扱店→受持貯金事務センター)

チ30045(21.SYE)

石川 絹子が 母 石川 絹枝 の 便者 として...

